



# 島根県報

平成27年1月6日（火）

号外第1号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

（総 務 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（規則第1号）

## 1 規則の概要

審査会は、必要があると認めるときは、審議する事項について専門的な知見を有する者を参考人として出席させることができることとした。（第2条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第1号**

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護審査会規則（平成14年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 6 審査会は、必要があると認めるときは、審議する事項について専門的な知見を有する者を参考人として出席させることができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。